

2023年度 税制改正

最近の税制改正と所有者不明土地に係る
民法・不動産登記法改正等

「新しい資本主義」の実現に向け、動き始めた岸田内閣
成長と分配の好循環の実現を目指す
公平で中立的な税制への対応を考える

100年後もあなたのベストパートナーでありたい

「2023年度税制改正大綱」の基本的考え方

成長と分配の好循環の連鎖

背景

2023年税制改正は、岸田内閣の2年目の税制改正となります。

今回の税制改正は、新しい資本主義に向けた資産所得倍増プランの実現や防衛力の抜本的な強化等に向けた措置が講じられることになりました。

わが国には、2,000兆円に及ぶ個人金融資産、500兆円に及ぶ企業の内部留保、コロナ前には世界中から3,000万人を超える旅行者を呼び込んだ全国津々浦々の地域の資源など、まだ力を発揮し切っていない資金や資産、これらを振り向けうる人材が豊富に存在しているため、日本社会は多くの希望が眠っているとされています。

新たな防衛力整備計画に関する財源確保について(案)

防衛力の抜本的な強化に必要な金額 (令和5年度～令和9年度)		43兆円
財源	歳出改革	4兆円強
	決算剰余金の活用	4.2兆円程度
	防衛力増加資金(仮称)	5.5兆円程度
	税制措置	3.5兆円強
	当初計画	25.9兆円程度

基本的考え方

2023年度の税制改正においては、個人や企業、そして地域に眠るポテンシャルを最大限に引き出すとのメッセージを税制において具現化したとされています。

成長と分配の好循環の実現をするため、「マーケット」、「産業」、「人」への投資を強化し、豊かさを享受できる環境の整備が行われます。

経済のグローバル化・デジタル化・グリーン化への対応として中長期的な税制の対応の検討が進められます。

地域における活力と安全・安心な暮らしの創造に向け、中小企業の生産性の向上や経営基盤の強化を促すための税制面の支援が行われます。

経済社会の構造変化も踏まえた公平で中立的な税制への見直しとして、個人所得課税・資産課税において税制の措置が講じられます。

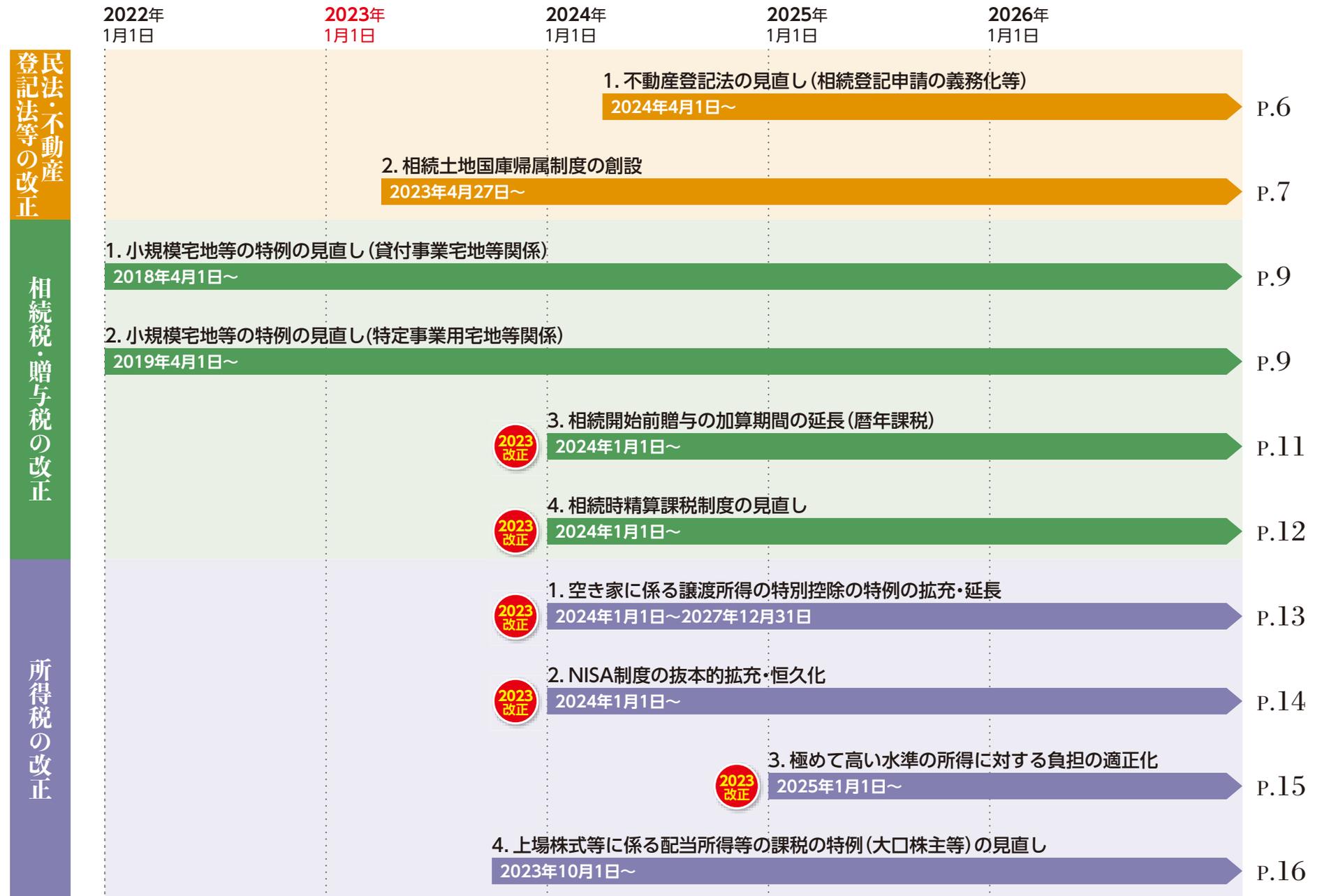
円滑・適正な納税のための環境整備として、電子帳簿等保存制度等の見直しが行われます。

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置が複数年かけて段階的に実施されます。

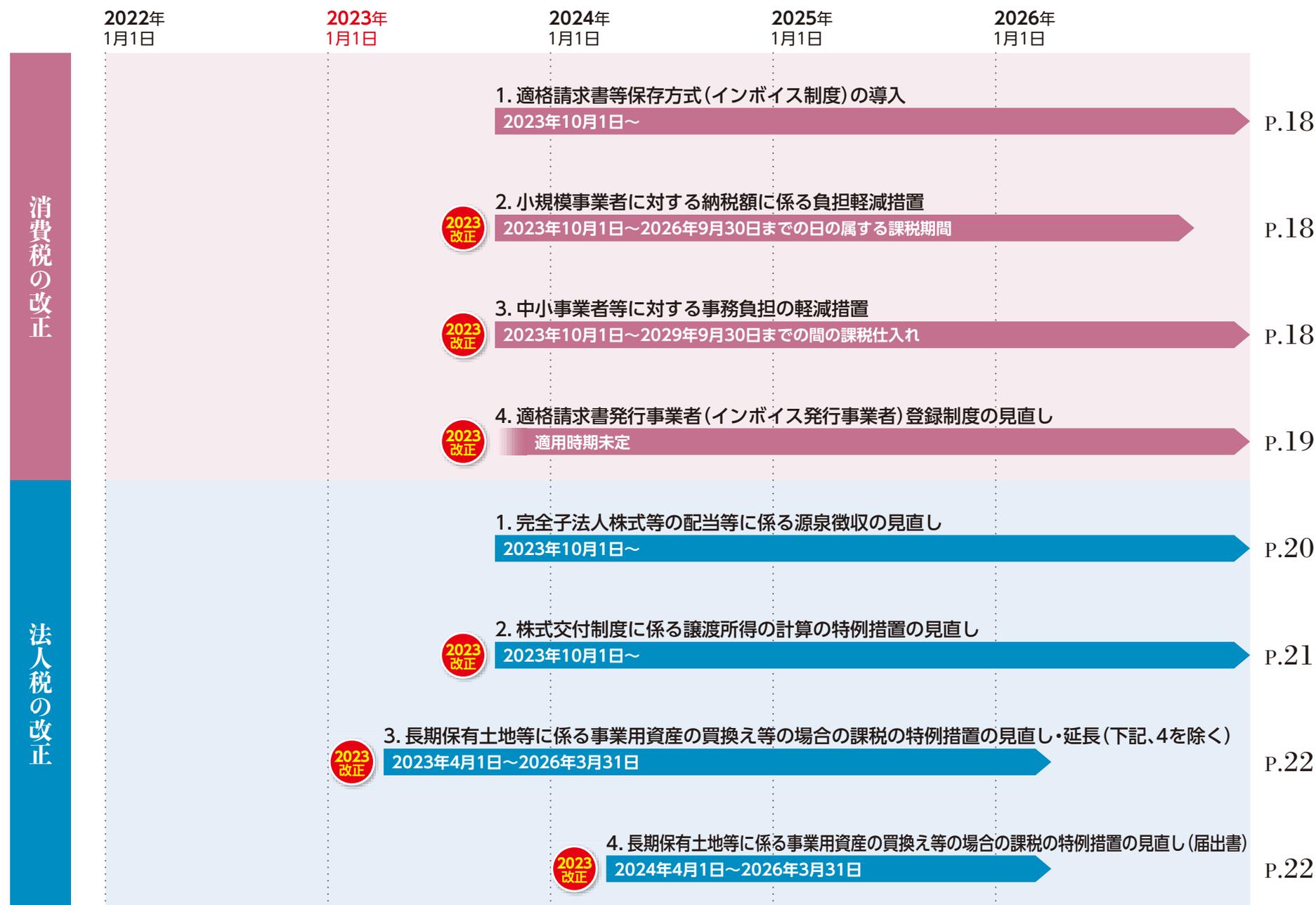
2023年度税制改正大綱の基本的考え方と主な項目

基本的考え方	主な項目
成長と分配の好循環の実現	<ul style="list-style-type: none">• NISA制度の抜本的拡充・恒久化• 特定中小会社が設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等の特例の創設（スタートアップ支援）
経済のグローバル化・デジタル化・グリーン化への対応	<ul style="list-style-type: none">• DX(デジタルトランスフォーメーション)投資促進税制の見直し・延長• 自動車重量税のエコカー減税の見直し
地域における活力と安全・安心な暮らしの創造	<ul style="list-style-type: none">• 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長• 中小企業投資促進税制の見直し・延長• 特定被災事業用資産の損失の繰越期間の延長
経済社会の構造変化も踏まえた公平で中立的な税制への見直し	<ul style="list-style-type: none">• 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化• 相続時精算課税制度の見直し• 相続開始前贈与の加算期間の延長(暦年課税)
円滑・適正な納税のための環境整備	<ul style="list-style-type: none">• 適格請求書等保存方式に係る見直し• 電子帳簿等保存制度の見直し
防衛力強化に係る財源確保のための税制措置	<ul style="list-style-type: none">• 法人税の付加税の創設• 所得税の付加税の創設、復興特別所得税の見直し・延長• たばこ税の見直し

税制改正 & 民法・不動産登記法等改正 適用スケジュール



税制改正 & 民法・不動産登記法等改正 適用スケジュール



改正法の施行スケジュール

2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
7/1 民法（相続関係）の改正法の原則的施行日	4/1 民法（債権関係）の改正法の原則的施行日		4/1 民法（成年年齢関係）の改正法の施行日	4/1 民法（所有者不明土地等関係）の改正法の施行日 4/27 相続土地国庫帰属法の施行日 →P.7へ	4/1 不動産登記法（相続登記の申請義務化関係）の改正法の施行日 →P.6へ		施行日未定 （公布日から5年以内） 不動産登記法（住所変更登記の申請義務化関係等）の改正法の施行日 →P.6へ

所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し

所有者不明土地問題の解決に向けて、民法・不動産登記法等の改正等が行われました。

所有者不明土地とは？

- （1）不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地
- （2）所有者が判明しても、その所在が不明で連絡が付かない土地

【問題点】

- ・公共事業や復旧・復興事業、民間取引など、土地の利活用を阻害
- ・土地が管理不全化し、隣接する土地への悪影響が発生 等々



発生予防

不動産登記法の見直し

- ・相続登記、住所変更登記の申請の義務化
- ・相続登記、住所変更登記の申請の簡素化、合理化等

相続土地国庫帰属制度の創設

相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けてその土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度

利用の円滑化

民法の見直し

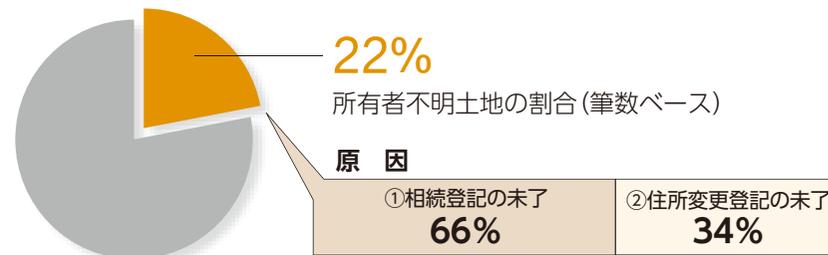
主に土地利用の円滑化の観点から、「相続制度（遺産分割）関係」のほか、「相続関係」、「共有」、「財産管理制度」の見直し

所有者不明土地の**発生予防**と、すでに発生している所有者不明土地の**利用の円滑化**の両面から、対応が図られました。

不動産登記法の見直し(相続登記申請の義務化等)

所有者不明土地の主要な発生原因は、①**相続登記の未了**や②**住所変更登記の未了**とされています。

所有者不明土地の発生を予防する観点から、不動産登記法について下記の改正が行われました。



(1) 登記申請の義務化

	改正前	改正後	
		申請期限	摘要
① 相続登記	任意	義務 相続人が不動産の取得を知った日から 3年以内	改正法の施行日前に相続が発生していた場合にも、登記の申請義務が課されます。 (施行日から3年間の猶予期間あり)
② 住所変更登記	任意	義務 住所等の変更日から 2年以内	改正法の施行日前に住所等変更があった場合にも、登記の申請義務が課されます。 (施行日から2年間の猶予期間あり)

(注) 罰則……正当な理由がないのにその申請を怠ったときは10万円以下(①)又は5万円以下(②)の過料。

(2) 申請手続の簡素化・合理化(相続登記関係)

① 相続人申告登記の新設

相続人が、登記名義人の法定相続人である旨を申し出、登記官が職権で行う登記。
相続登記申請義務の履行手段の一つとなる。単独で申告可能。

〈具体例(3年以内に遺産分割が成立しなかったケース)〉



② 所有不動産記録証明制度の新設

登記官が特定の被相続人が名義人となっている不動産の一覧を証明書として発行。

③ 登記名義人の死亡等の事実の公示

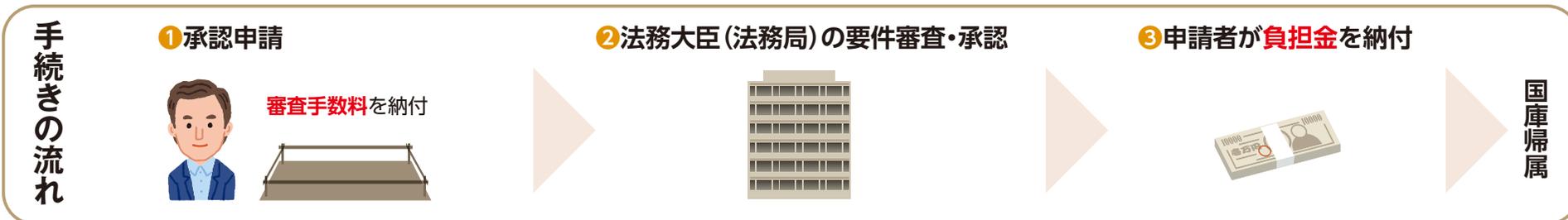
登記官が死亡等の情報を登記に符号で表示する。

(出典)「令和3年民法・不動産登記法改正、相続土地国庫帰属法のポイント(法務省民事局)」に加筆修正

施行時期 (1)①、(2)①については**2024年4月1日**。(1)②、(2)②③については**公布日(2021年4月28日)から5年以内の政令で定める日**。

相続土地国庫帰属制度の創設

所有者不明土地の発生を予防する観点から、相続又は遺贈により土地の所有権を取得した相続人が、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする制度が創設されました。



申請の手続き

1.申請者

相続又は相続人に対する遺贈により土地の所有権を取得した者
(共有地の場合は共有者全員で申請可能)

2.対象となる土地

法律の施行日前に相続した土地も対象

3.申請先

土地の所在地を管轄する法務局または地方法務局

4.手数料

一定の審査手数料
(2023.1月現在未定)

要件の概要

1.申請をすることができない土地

- ①建物がある土地
- ②担保権や使用収益権が設定されている土地
- ③他人の利用が予定されている土地
- ④土壌汚染されている土地
- ⑤境界が明らかでない土地・所有権の存否や範囲について争いがある土地

2.承認を受けることができない土地

- ①崖(勾配30度以上かつ高さ5m以上)があって、管理に過大な費用・労力がかかる土地
- ②土地の管理・処分を阻害する有体物が地上にある土地
- ③土地の管理・処分のために、除去しなければいけない有体物が地下にある土地
- ④隣接する土地の所有者等との争訟によらなければ管理・処分ができない土地(囲繞地等)
- ⑤その他、通常の管理・処分に当たって過大な費用・労力がかかる土地

負担金の額

1.負担金の考え方

- ・10年分の土地管理費相当額を負担金として納付。
- ・具体的な負担金額は、宅地、農地、森林、その他の土地ごとに定められた額。
- ・隣接する土地が同じ種目である場合は、2筆以上の土地について一つの土地とみなして算定可能。

2.具体例(森林の場合)

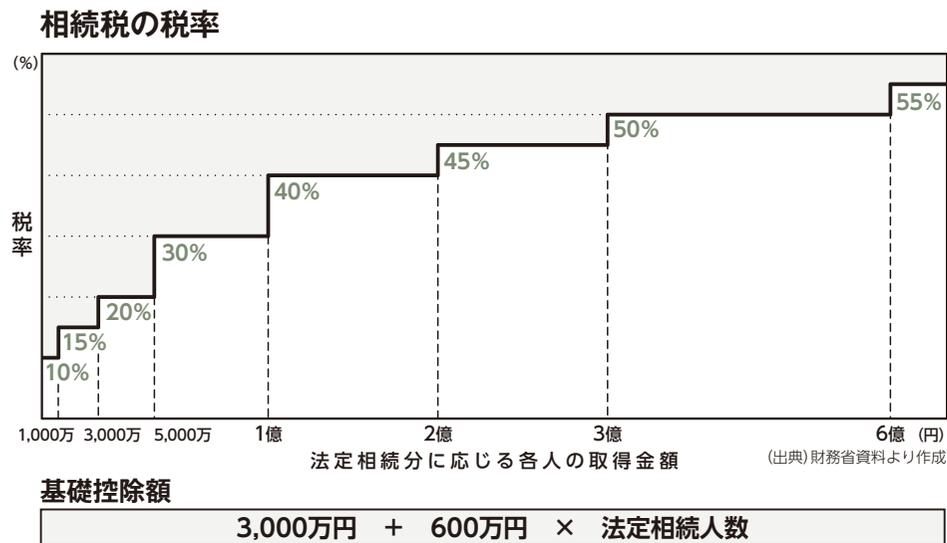
面積区分	負担金額
～ 750㎡以下	59(円/㎡) × 面積 + 210,000円
750㎡超～ 1,500㎡以下	24(円/㎡) × 面積 + 237,000円
1,500㎡超～ 3,000㎡以下	17(円/㎡) × 面積 + 248,000円
3,000㎡超～ 6,000㎡以下	12(円/㎡) × 面積 + 263,000円
6,000㎡超～ 12,000㎡以下	8(円/㎡) × 面積 + 287,000円
12,000㎡超～	6(円/㎡) × 面積 + 311,000円

施行時期 2023年4月27日

(出典)法務省ホームページ 相続土地国庫帰属制度の概要

相続税率 税率構造

2015年以降の相続税率・基礎控除額(2013年度改正)

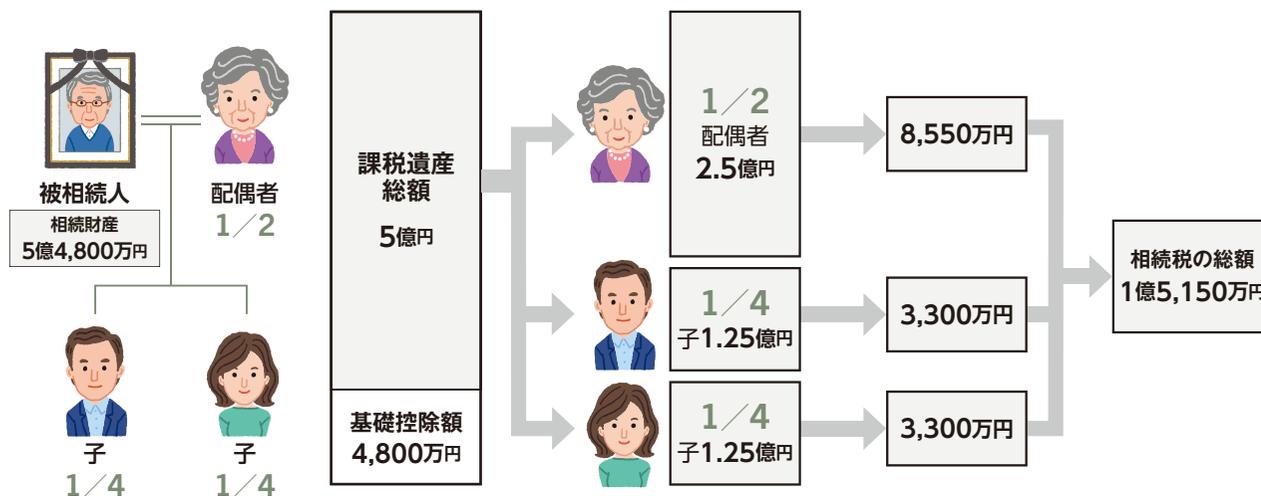


〈参考〉最高税率・基礎控除額の推移

区分	最高税率	基礎控除額
1988年12月改正前	5億円超 75%	2,000万円+ 400万円 × 法定相続人数
1988年12月改正	5億円超 70%	4,000万円+ 800万円 × 法定相続人数
1992年度改正	10億円超 70%	4,800万円+ 950万円 × 法定相続人数
1994年度改正	20億円超 70%	5,000万円+ 1,000万円 × 法定相続人数
2003年度改正	3億円超 50%	5,000万円+ 1,000万円 × 法定相続人数
2013年度改正	6億円超 55%	3,000万円+ 600万円 × 法定相続人数

(出典) 財務省・国税庁資料より作成

《相続税の総額の計算》



相続税の速算表

法定相続分に応じる各人の取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円
1億円超 2億円以下	40%	1,700万円
2億円超 3億円以下	45%	2,700万円
3億円超 6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

小規模宅地等の特例の見直し

小規模宅地等の特例とは？

【前提条件】

- ・長男・長女と同居していた**母の相続**が発生。
- ・父はすでに他界していた。(10年超経過)



母

相続財産(相続税評価額)	
土地(自宅)	1億円
建物(自宅)	1,200万円
財産合計額	1億1,200万円

(注)相続財産が土地建物のみと仮定して計算しています。

小規模宅地等の特例 適用なし

相続税課税価格	1億1,200万円 (特例適用なし)
基礎控除額	▲4,200万円
課税遺産総額	7,000万円
相続税額	1,000万円



小規模宅地等の特例 適用あり



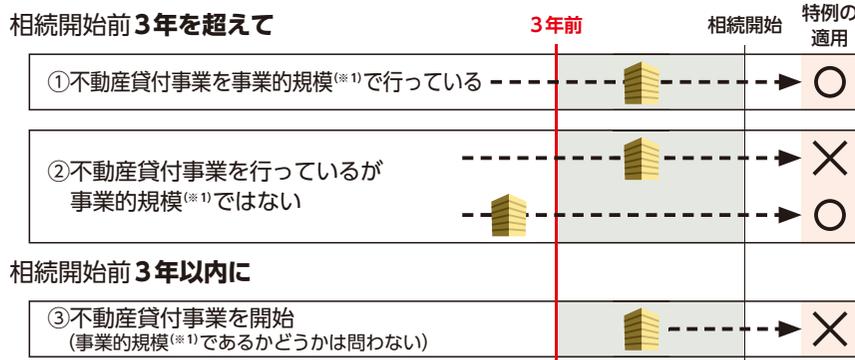
相続税課税価格	3,200万円 (特例適用あり)
基礎控除額	▲4,200万円
課税遺産総額	0円
相続税額	0円

税額で1,000万円の差！

《近年の改正》

🏠 : 事業供用日 -----> : 事業継続

① 貸付事業用宅地等の改正(2018年度改正)

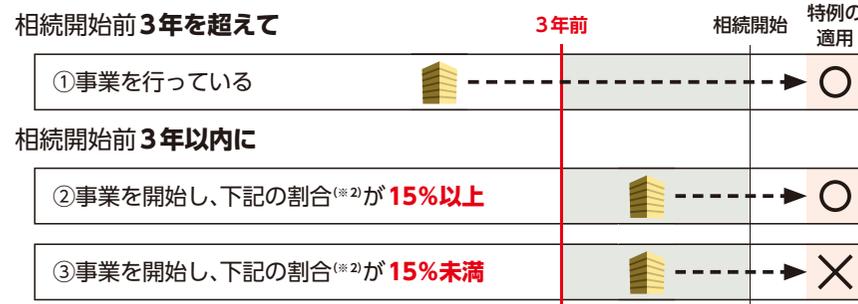


(※1) 貸間、アパート⇒10室以上 独立家屋⇒5棟以上

適用時期

2018年4月1日以後の相続等に係る相続税について適用されます。
(同日前から不動産貸付事業の用に供されているものを除く。)

② 特定事業用宅地等の改正(2019年度改正)



(※2)

その事業の用に供されていた一定の減価償却資産のうち被相続人等が有していたものの相続開始時の価額の合計額
その事業の用に供されたその宅地等の相続開始時の価額

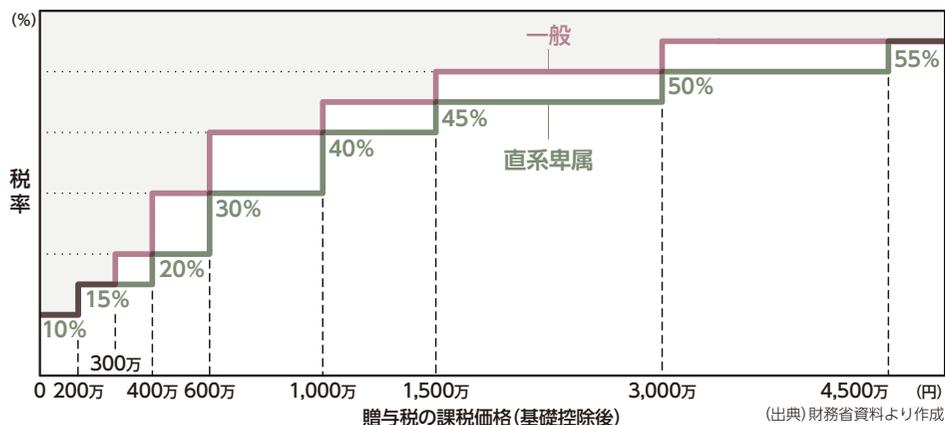
適用時期

2019年4月1日以後の相続等に係る相続税について適用されます。
(同日前から事業の用に供されているものを除く。)

贈与税率 税率構造(暦年課税)

「18歳以上の子や孫等(直系卑属)」への贈与については、一般の贈与に比べ、税率が優遇されています。

贈与税(暦年課税)の税率



直系卑属への贈与と一般の贈与の税額比較(計算例)

贈与財産の価額	贈与税額(実効税率)	
	受贈者が18歳以上の子・孫等の場合	受贈者が左記以外の場合
300万円	19万円 (6.3%)	19万円 (6.3%)
500万円	49万円 (9.8%)	53万円 (10.6%)
700万円	88万円 (12.6%)	112万円 (16.0%)
1,000万円	177万円 (17.7%)	231万円 (23.1%)
1,500万円	366万円 (24.4%)	451万円 (30.1%)
2,000万円	586万円 (29.3%)	695万円 (34.8%)
3,000万円	1,036万円 (34.5%)	1,195万円 (39.8%)
5,000万円	2,050万円 (41.0%)	2,290万円 (45.8%)
1億円	4,800万円 (48.0%)	5,040万円 (50.4%)

2023
改正

贈与税の課税制度(改正の概要)

贈与税の課税制度には、**暦年課税**と**相続時精算課税**の2つがあります。原則的な課税方式は**暦年課税**ですが、一定の要件に該当する場合には**相続時精算課税**を選択することができます。贈与者ごとに異なる課税方式を選択できます。

	贈与税額の計算	相続税の課税価格への加算	
		加算対象	加算額
暦年課税	$\left(\begin{array}{l} \text{基礎控除額} \\ - 110\text{万円} \\ \text{(毎年)} \end{array} \right) \times \text{超過累進税率} \\ \text{(上段参照)}$	相続開始前 7年以内の贈与財産	相続開始前3年以内…………… 贈与財産価額の全額 相続開始前3年超～7年以内… 贈与財産価額の合計額から100万円を控除した残額
相続時精算課税 (※)	$\left(\begin{array}{l} \text{基礎控除額} \\ - 110\text{万円} \\ \text{(毎年)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{特別控除額} \\ - 2,500\text{万円} \\ \text{(累積限度額)} \end{array} \right) \times 20\% \\ \text{(一律)}$	相続時精算課税 選択後の贈与財産	各年の贈与財産価額から基礎控除額(110万円)を控除した残額の合計額

(※) 相続時精算課税は選択制です。一度選択すると撤回することができません。

(注) **赤字**は、2023年度における改正箇所です。詳細はP.11、12をご参照ください。

**2023
改正**

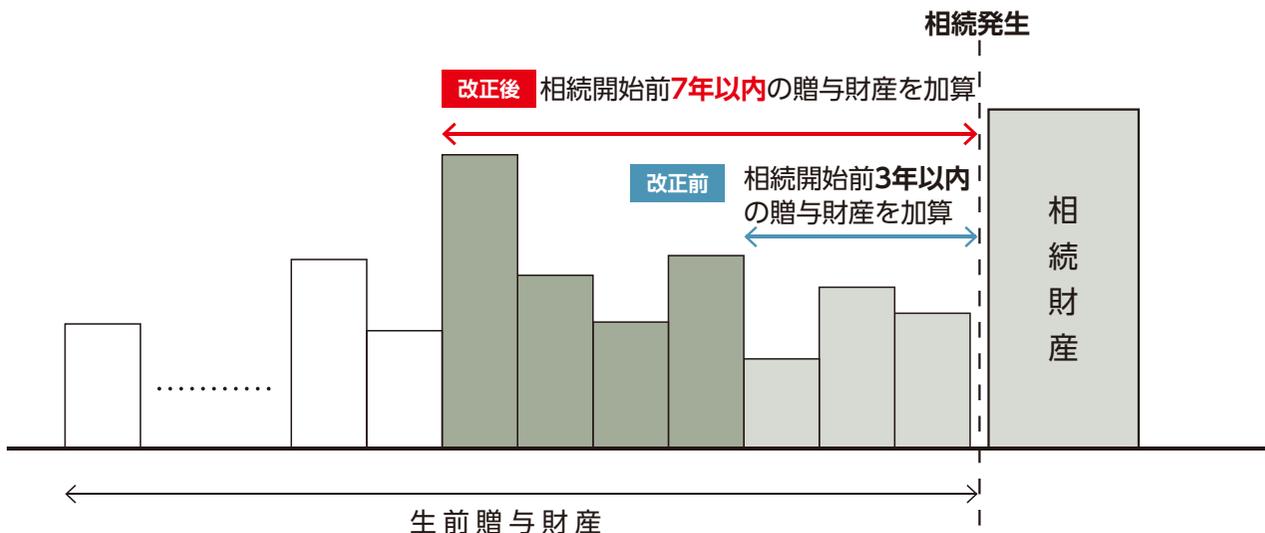
相続開始前贈与の加算期間の延長(暦年課税)

資産移転の時期に対する中立性を高めていく観点から、**贈与税(暦年課税)**について下記の改正が行われます。

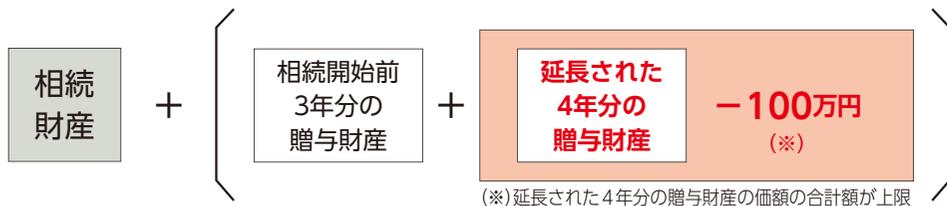
1. 相続財産に加算される贈与財産について、加算対象となる贈与の期間が相続開始前**3年**から**7年**に延長されます。
2. **延長された4年分の贈与財産**については、4年分の贈与財産の価額の合計額から**100万円を控除した残額**が加算されます。

(1) 加算期間の延長

改正前	改正後
3年	7年



(2) 相続財産に加算される贈与財産の価額



改正の適用時期と加算期間の延長

相続開始日	加算期間
～2026年12月31日	3年
2027年1月1日～2030年12月31日	3年超～7年未満
2031年1月1日～	7年

適用時期 2024年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用されます。

**2023
改正**

相続時精算課税制度の見直し

資産移転の時期に中立的な仕組みである**相続時精算課税制度**の使い勝手向上のため、下記の改正が行われます。

1. 贈与税の計算上、相続時精算課税制度においても**暦年課税の基礎控除とは別途、毎年110万円の基礎控除が創設**されます。
2. 相続時において、**相続財産に加算**される贈与財産の価額は、各年の**基礎控除後の残額**です。
3. 土地、建物が**災害で一定以上の被害**を受けた場合は、**相続時に加算額を再計算**します。

(1) 相続時精算課税における基礎控除の創設

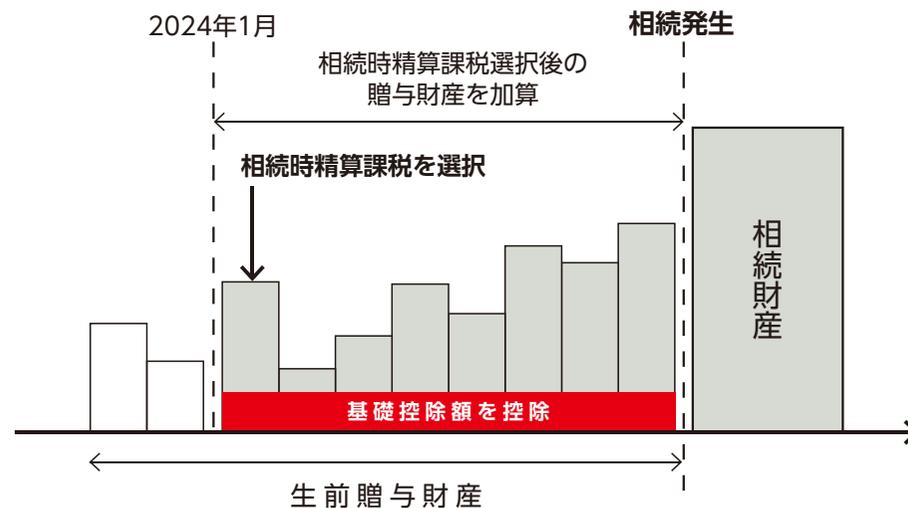
$$\text{贈与税額} = \left(\text{贈与財産} - \begin{array}{l} \text{基礎控除額の創設} \\ \text{110万円}^{(*)} \\ \text{(毎年)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{特別控除額} \\ \text{2,500万円} \\ \text{(累積限度額)} \end{array} \right) \times 20\% \text{ (一律)}$$

(※) 複数の特定贈与者から贈与を受けた場合は、それぞれの贈与額に応じ投分します。

(2) 相続財産に加算される贈与財産の価額

$$\text{相続財産} + \text{贈与財産 (相続時精算課税適用財産) の価額から各年ごとに基礎控除 (110万円) した後の残額}$$

(注) 右図をご参照ください。



(3) 一定の土地・建物についての加算

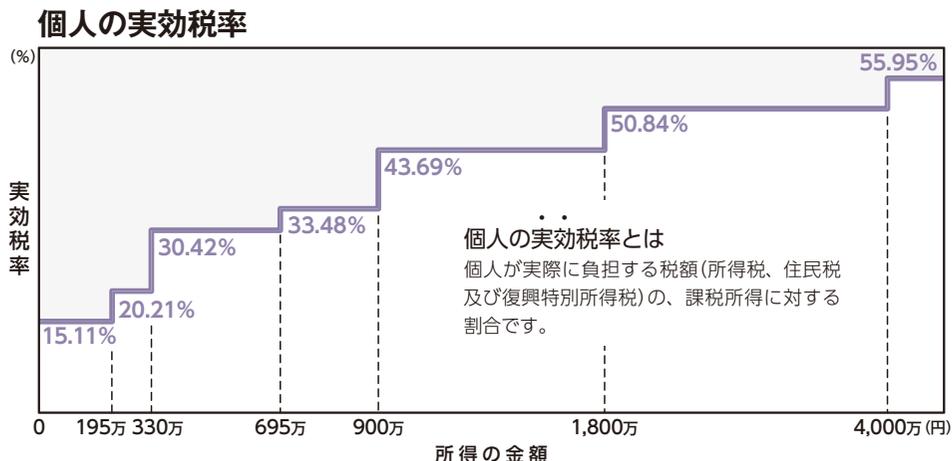
改正前	贈与時点での時価で 固定
改正後	災害により一定以上の被害を受けた場合は、相続時に 再計算

適用時期

- (1)、(2)については**2024年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用**されます。
 (3)については**2024年1月1日以後に生ずる災害により被害を受けた場合について適用**されます。

(出典) 自民党税制調査会資料を加算修正

所得税率 税率構造



C O L U M N

【開業廃業手続きの簡素化】

個人事業者が開業・廃業した場合に行う届出書等の提出を一括で行えるよう、次の見直しが行われます。

- 開業・廃業等届出書などの提出期限をその年分の確定申告期限に変更
- 次に掲げる届出書・申請書について記載事項が簡素化

届出書・申請書	提出時期
納期の特例に関する承認の申請書	適用を受けようとする月の前月末日まで
給与等の支払をする事務所の開設等の届出書	開設等の日から1か月以内
青色申告承認申請書	原則その年の3月15日まで (一定の場合には、事業開始等の日から2か月以内など)
青色専従者給与に関する届出書	

2023
改正

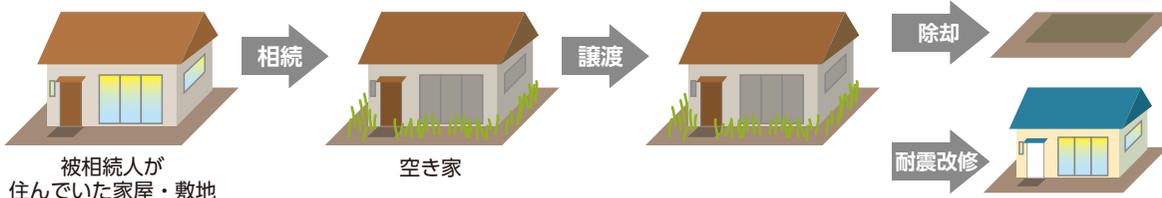
空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の拡充・延長

空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例について、下記の見直しが行われたうえ、適用期限が4年延長されます。

(1) 耐震改修工事・除却工事に係る要件の拡充

改正前 譲渡前に売主が除却又は耐震改修の工事を実施する必要がありました。

改正後 **譲渡後**であっても、売買契約等に基づき、譲渡した日の属する年の翌年2月15日までに買主が耐震改修又は除却の工事を行った場合等には適用対象となります。



(出典)「令和5年度国土交通省税制改正概要(国土交通省)」

(2) 特別控除額の見直し

家屋及びその敷地を取得した相続人の数	改正前	改正後
2人以下	3,000 (万円/人)	3,000 (万円/人)
3人以上		2,000 (万円/人)

適用期限

適用期限が**2027年12月31日まで延長**されます。

(1)、(2)については**2024年1月1日以後に行う家屋・敷地等の譲渡**について適用されます。



NISA制度の抜本的拡充・恒久化

若年期から高齢期に至るまで長期・積立・分散投資による継続的な資産形成を行えるようNISA制度が刷新されます。

	現行制度 (～2023年)		並存	新制度 (2024年～)
口座開設期間	つみたて	～2042年	つみたて	いつでも開設可能
	一般	～2023年	成長	
年間投資上限額	つみたて	40万円	つみたて	120万円 } 最大360万円 240万円 }
	一般	120万円	成長	
生涯非課税限度額	つみたて	最大800万円	つみたて	最大1,800万円 うち成長投資枠 最大1,200万円 (売却で枠の再利用可能)
	一般	最大600万円	成長	
投資対象商品	つみたて	長期積立・分散投資に適した一定の投信	つみたて	積立・分散投資に適した一定の投信 上場株式・投信等 (対象外:高レバレッジ投信等)
	一般	上場株式、ETF、REIT、株式投信	成長	
非課税保有期間	つみたて	最長20年間	つみたて	無期限
	一般	最長5年間	成長	
つみたて・一般(成長)の併用	不可		可能	

新制度のポイント

- point 1 口座開設が**いつでも可能**、非課税保有期間は**無期限**
- point 2 つみたて投資枠(年間)は現行の**3倍**！成長投資枠(年間)は一般NISAの**2倍**！つみたて投資枠と成長投資枠は**併用可能**
- point 3 生涯非課税限度額は簿価残高方式で管理し、売却により**枠の再利用が可能**
- point 4 現行制度利用者は**外枠**で新制度を利用可能

適用時期 2024年1月1日から適用されます。

○本資料の著作権は当社に帰属します。本資料の一部又は全部について、複製、譲渡、転載、配布又は開示することは、固く禁止させていただきます。
○当社は、本資料に掲載されている情報の利用から生じる損害が直接的であるか間接的であるかに関わらず、いかなる責任も負いません。

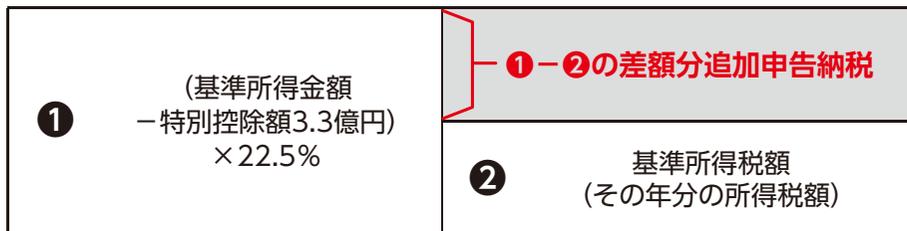
2023
改正

極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

税負担の公平性の観点から、極めて高い水準の所得について所得税負担の適正化のための措置を設けます。(高額所得者ミニマムタックス)

(1)概要

基準所得金額から**3.3億円**を控除した金額に**22.5%**の税率を乗じた金額が基準所得税額を超える場合には、その超える金額に相当する所得税が課されることになります。



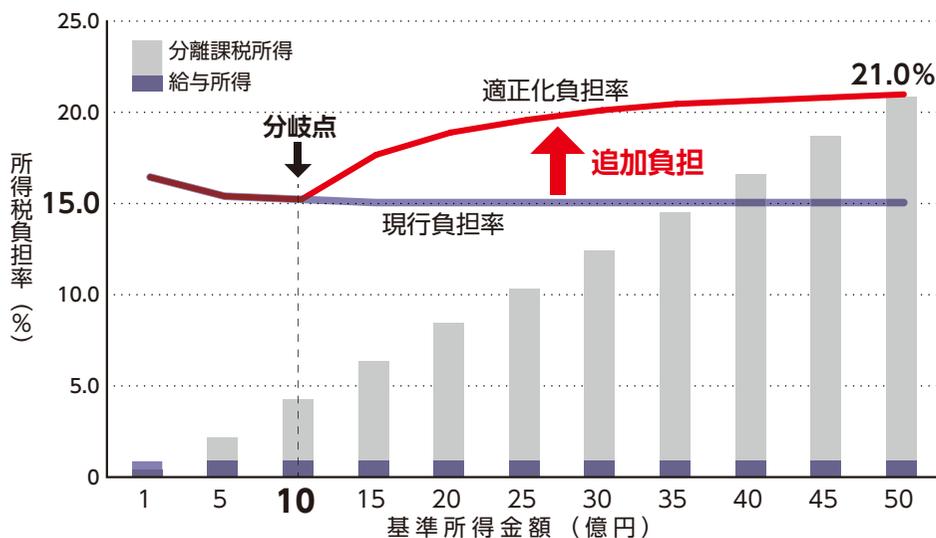
(2)基準所得金額の範囲

基準所得金額は、**確定申告不要制度を適用しないで計算**した合計所得金額をいいます。

基準所得金額とは？		
基準 所得 金額	含む	株式譲渡所得、土地建物の譲渡所得、給与・事業所得、その他の各種所得の合計額(一定の特別控除後の金額)
	除く	NISA制度及びスタートアップへの再投資に係る非課税措置における非課税金額

〈具体例〉給与収入2,000万円と分離課税所得50億円までの所得税負担率の推移

分離課税所得が約**10億円**から追加の税負担が必要となります。



C O L U M N

【スタートアップへの再投資の非課税措置】

保有株式を売却後、一定要件を満たすスタートアップ企業に再投資する場合にスタートアップ株式売却時に20億円まで非課税とする措置が設けられます。



(注) 譲渡損失の場合、他の株式譲渡益との損益通算・繰越控除が可能

スタートアップ企業の要件

- ・ 設立日以後1年未満の非上場の中小企業者
- ・ 販売費及び一般管理費の出資金額に対する割合が30%超
- ・ 特定の株主グループが保有する株式が発行済株式総数の99%以下 等

適用時期 2025年分の所得税から適用されます。

上場株式等に係る配当所得等の課税の特例(大口株主等)の見直し

(1) 上場株式等に係る配当所得等の課税の特例

上場株式等に係る配当所得等については、大口株主等に該当するか否かで課税関係が異なります。

大口株主等とは？

内国法人の発行済株式等の
3%以上を有する個人をいいます。

区 分	課税方式	
	上場株式等の配当等(大口株主等を除く)	申告しない
申告する		総合課税(最高税率55.945%) 申告分離課税(20.315%)
大口株主等に係る上場株式等の配当等	総合課税(最高税率55.945%)	

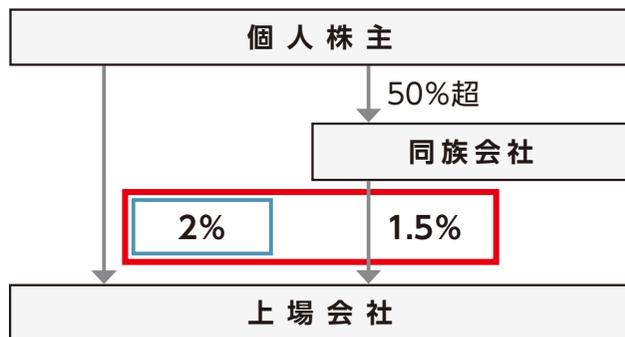
(注) 税率は、所得税、住民税及び復興特別所得税の課税所得に対する割合です。

(2) 大口株主等の要件の見直し

配当の支払基準日において、個人株主の株式保有割合と、**同族会社(※)の株式保有割合を合算**した割合で判定することとなります。

(※) 配当等の支払を受ける居住者等を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当する法人。同族会社とは、3株主グループ以下で発行済株式総数の50%超を保有する会社等をいいます。

〈具体例〉



	改正前	改正後
株式保有割合	2%	3.5% (2%+1.5%)
大口株主等の判定	非該当	該当
課税方式	申告分離課税等を選択可能	総合課税

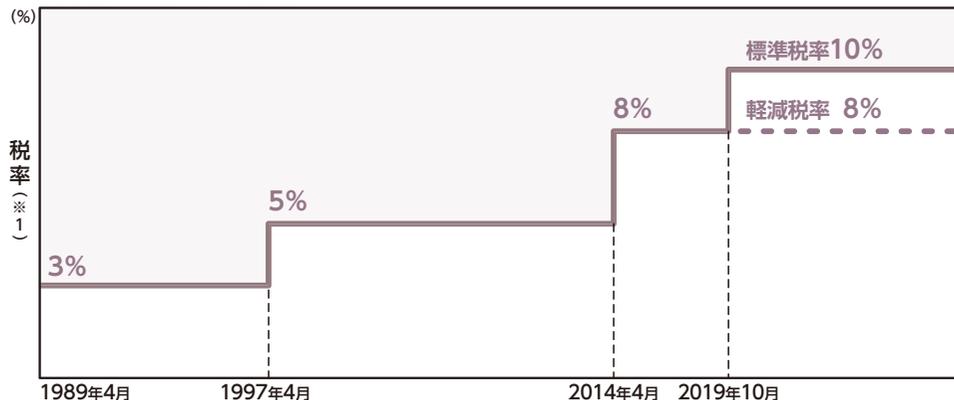
(3) 上場株式等の配当等の支払をする内国法人の報告義務

上場株式等の配当等の支払をする内国法人は、その配当等の支払に係る基準日においてその**株式等保有割合が1/100以上となる居住者等**の氏名、個人番号及び株式等保有割合等を記載した**報告書を支払確定日から1月以内に所轄税務署長に提出**しなければならないこととなりました。

適用時期 2023年10月1日以後に支払うべき上場株式等の配当等について適用されます。

消費税率 消費税の仕組み

消費税の税率の推移



(※1)消費税率と地方消費税率を合計した税率です。

消費税とは？

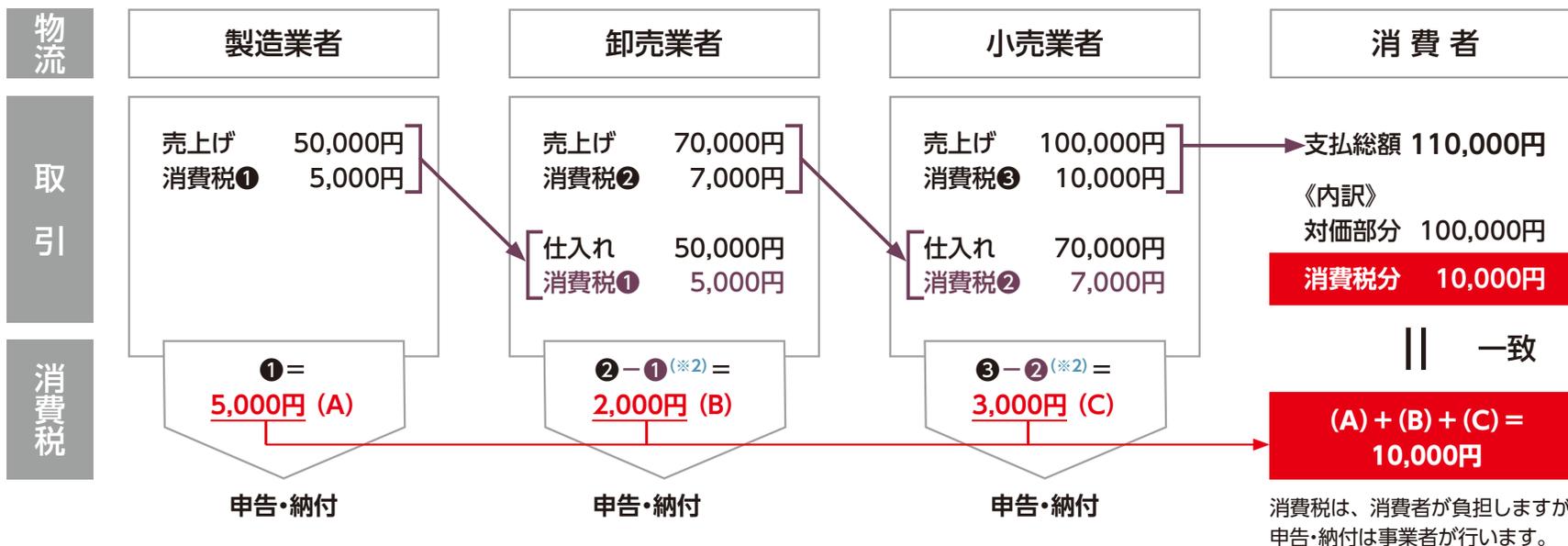
商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課される税です。

仕入税額控除とは？

【定義】 課税売上げに係る消費税から課税仕入れ等に係る消費税を差引くことをいいます。下図(※2)をご参照下さい。

【要件】 一定の事項を記載した「帳簿」及び「請求書等」の保存が必要です。

〈消費税の仕組み〉



(注)消費税と地方消費税を合わせた税率10%で計算しています。

(出典)「適格請求書等保存方式の概要－インボイス制度の理解のために－(国税庁)」に加筆修正

適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入

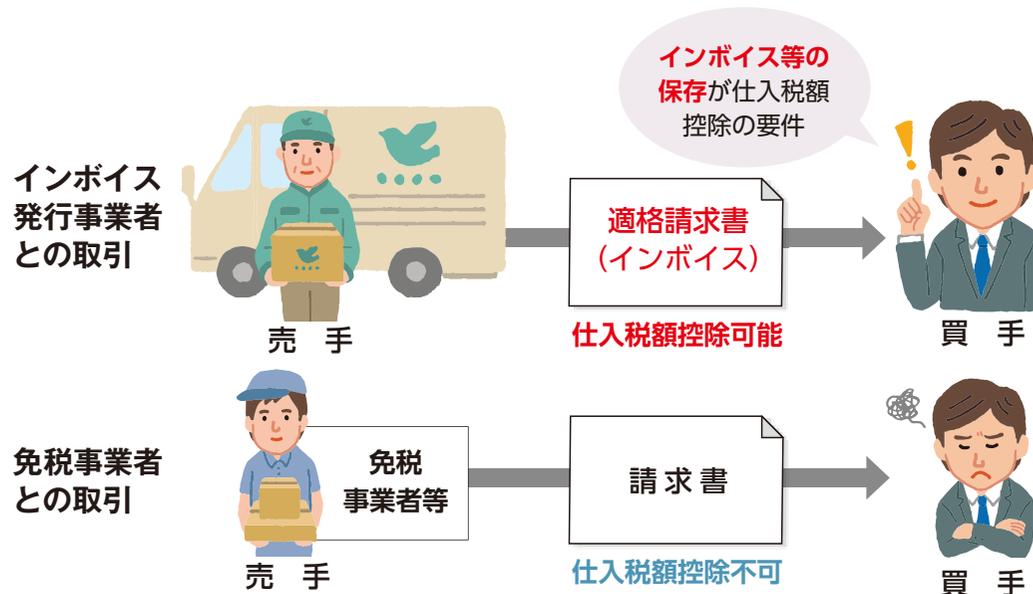
適格請求書等保存方式(インボイス制度)とは？

インボイス制度

インボイス制度は、消費税の仕入税額控除に関する制度です。
インボイス制度導入後は、原則として帳簿及び適格請求書(インボイス)等の保存が仕入税額控除の要件となります。

適格請求書(インボイス)

「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書等をいいます。



適用時期 2023年10月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れに適用されます。

2023改正

軽減措置

インボイスの発行事業者は、消費税の申告・納税義務を負います。円滑にインボイス制度へ移行するため、一定期間軽減措置が設けられます。

(1) 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置

軽減措置 納付税額を売上税額の2割に軽減(選択適用)

対象となるケース	軽減措置適用期間
①免税事業者がインボイス発行事業者となった場合	2023年10月1日から 2026年9月30日までの 日の属する課税期間(3年間)
②免税事業者が課税事業者を選択した場合	

(2) 中小事業者等に対する事務負担の軽減措置

軽減措置 1万円未満の課税仕入れについては帳簿の保存のみで仕入税額控除可能

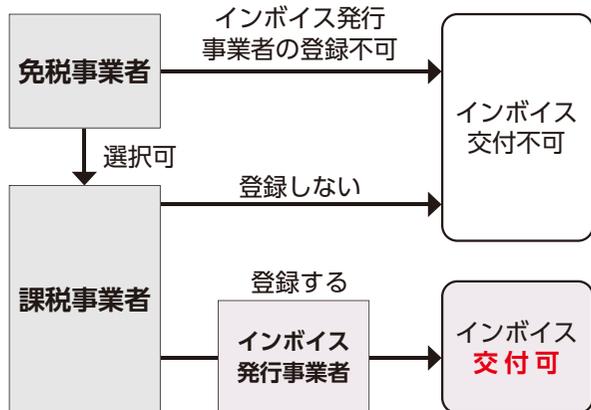
対象事業者	軽減措置適用期間
基準期間の課税売上高(※)が1億円以下等	2023年10月1日から 2029年9月30日までの間の 課税仕入れ(6年間)

(※)原則として、個人事業者の場合は前々年の課税売上高、法人の場合は前々事業年度の課税売上高のことをいいます。

適格請求書発行事業者(インボイス発行事業者)登録制度

インボイス発行事業者となるためには？

課税事業者はインボイス発行事業者の登録申請を行うことができます。
課税事業者は消費税の申告義務・納税義務を負います。



インボイスの記載事項とは？

- 1 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 2 取引年月日
- 3 取引内容
- 4 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- 5 税率ごとに区分した消費税額等
- 6 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

(株)〇〇御中		請求書	
××年11月分			
11/1	牛肉 ※	5,400円	
11/2	小麦粉 ※	2,160円	
⋮	⋮	⋮	
11/30	ビール	6,600円	
※ 軽減税率対象		合計87,200円	
		うち消費税 7,200円	
10%対象	40,000円	(消費税 4,000円)	
8%対象	40,000円	(消費税 3,200円)	
		△△(株)	
		登録番号 T1234567890123	

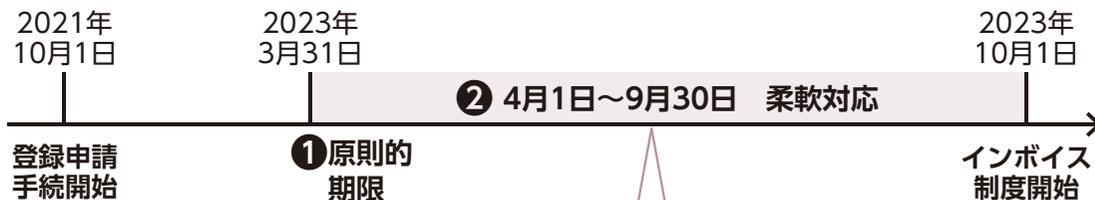
(出典) 国税庁 「インボイス制度が開始されます」に修正加筆

2023
改正

〈適格請求書発行事業者(インボイス発行事業者)登録制度の見直し〉

(1) 2023年10月1日から登録を受ける場合

下記の①までに登録申請書を提出できなかったことについて「困難な事情」(困難の度合いは問われませんが)がある場合において、②の期間中に申請を行ったときは、2023年10月1日に登録を受けたものとみなされます。



改正前 「困難な事情」を記載のうえ申請書を提出
改正後 運用上、「困難な事情」については記載不要となります。

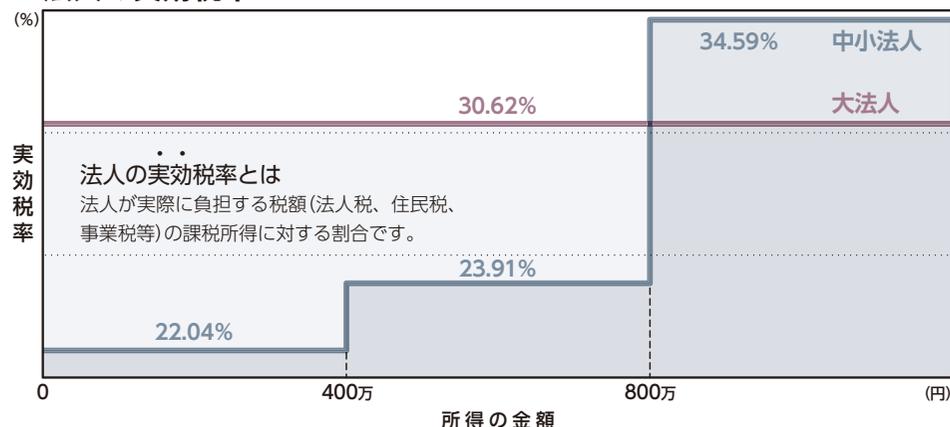
(2) 免税事業者の登録申請

免税事業者が課税期間の初日から登録を受けようとする場合には、下記の期限までに登録申請書を提出する必要があります。

改正前	課税期間の初日の前日から1月前の日まで
改正後	課税期間の初日から15日前の日まで

法人税率 税率構造

法人の実効税率



(注1) 実効税率の計算上、地方税の税率は超過税率(東京都)を前提として計算しています。
(注2) 中小法人は資本金が1億円以下の一定の法人、大法人は資本金が1億円超の外形標準課税対象法人として計算しています。

C O L U M N

【防衛力強化に係る財源確保に向け増税案】

防衛力強化に係る財源確保のため、税制部分については2027年度時点で1兆円強を増税により確保する。具体的には、法人税、所得税、たばこ税の3つを組み合わせ、複数年かけて段階的に実施する方針。増税のタイミングは2024年以降の適切な時期。

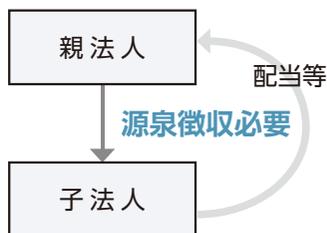
税目	内容	税収案
法人税	税額に4~4.5%の新たな付加税を課す	7,000億円程度
	中小法人に考慮する観点から法人税額から500万円の税額控除	
所得税	税額に1%の新たな付加税を課す	2,000億円程度
	復興特別所得税の税率を1%引下げ、2037年までの課税期間を延長(延長期間は未定)	
たばこ税	段階的に増税し、1本換算で3円引上げ	2,000億円程度

完全子法人株式等の配当等に係る源泉徴収の見直し

改正前

【問題点】

企業グループ内における一時的な資金負担や完全子法人における源泉徴収事務の負担、税務署における還付事務の負担や還付加算金の支払いが生じている。



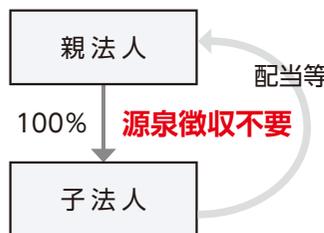
(注) 法人はすべて内国法人であることを前提としています。

改正後

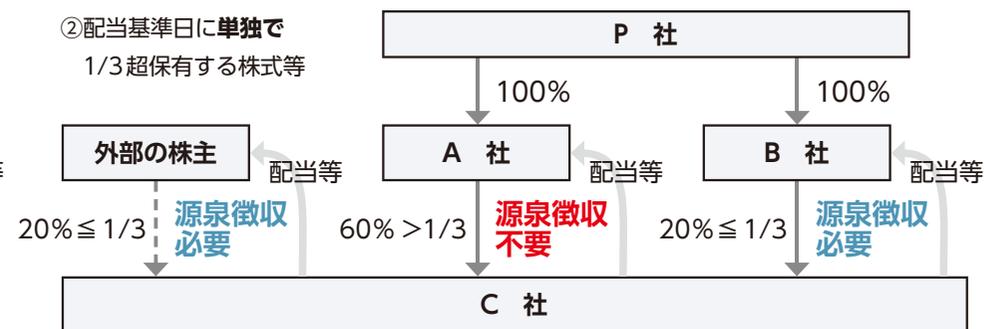
下記の①②のようなケースにおける一定の配当等については所得税の源泉徴収を行わないことになります。

【具体例】

① 完全子法人株式等



② 配当基準日に単独で1/3超保有する株式等

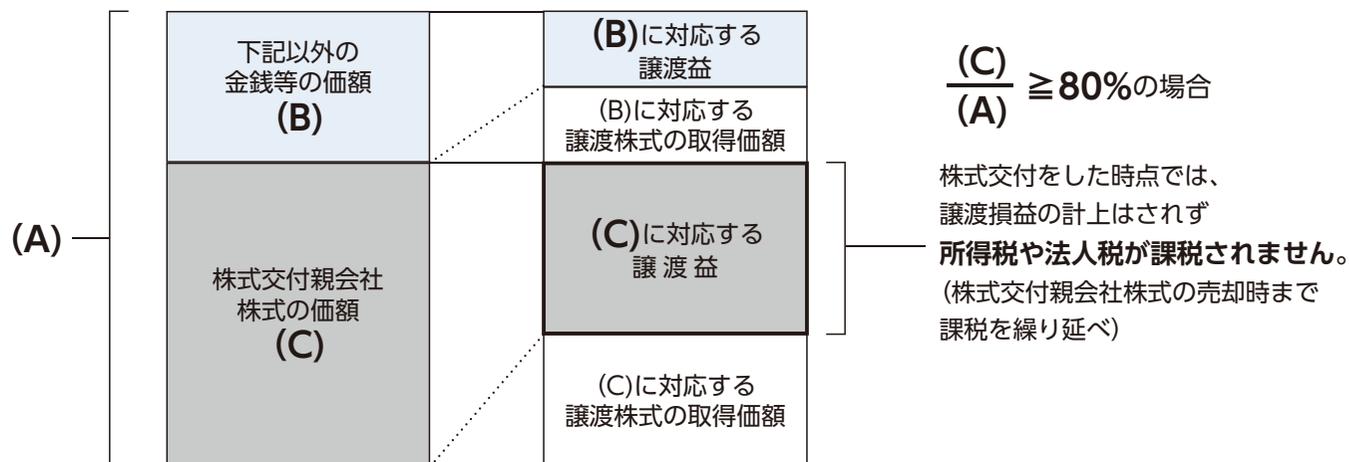


適用時期 2023年10月1日以後に支払を受けるべき配当等について適用されます。

株式交付制度に係る譲渡所得の計算の特例措置の見直し

(1) 本措置の概要

個人や法人が、一定の株式交付により株式を譲渡した場合には、株式交付親会社株式に対応する譲渡損益の計上が繰り延べられます。譲渡対価のうち、株式交付親会社株式の価額の占める割合が80%以上であれば本措置の適用ができます。



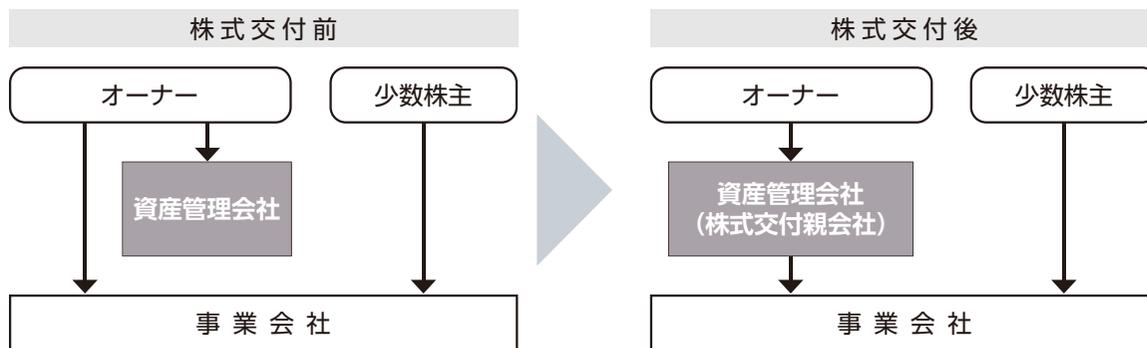
株式交付とは？

株式会社が他の株式会社を**子会社とするために**、子会社となる会社の株主から株式を譲り受け、対価として自社の株式等を交付する制度です。

2023
改正

(2) 本措置の見直し

本措置の対象から、**株式交付後に株式交付親会社が同族会社(*)に該当する場合は除外**されます。 (*)非同族の同族会社を除きます。



改正前

オーナー家による持株会社化にも本措置を利用することが可能であり、所得税や法人税は課税されませんでした。

改正後

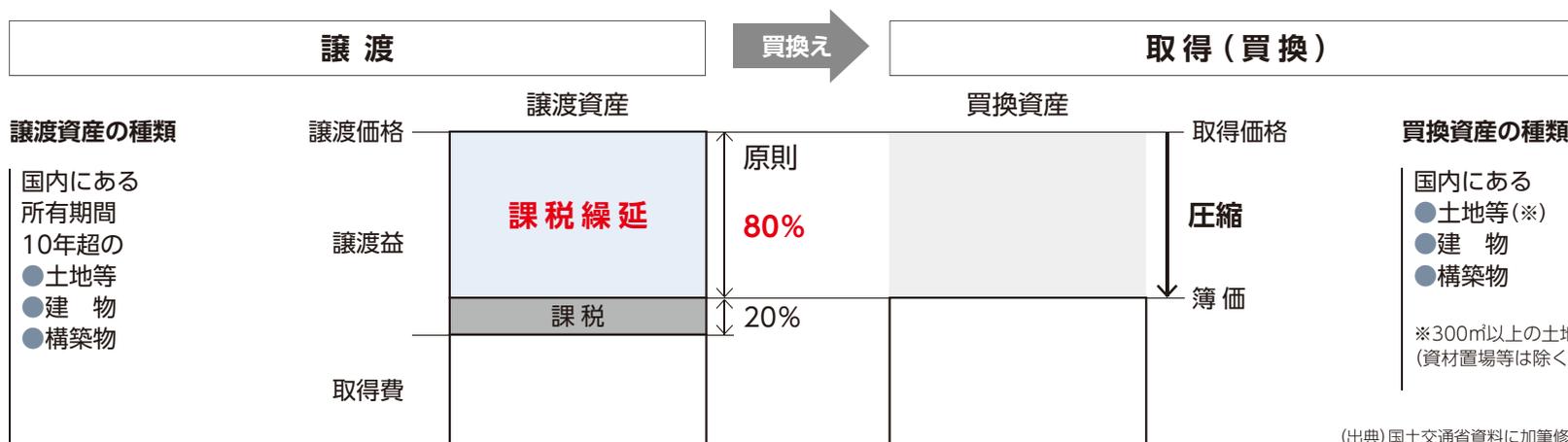
オーナー家による持株会社化を行った場合、株式交付親会社が同族会社に該当することとなるため、本措置の適用はなく、所得税や法人税が課税されることとなります。

適用時期 2023年10月1日以後に行われる株式交付について適用されます。

長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の見直し・延長

制度の概要

法人(個人の場合も同様です)が2023年3月31日までに、その年の1月1日において所有期間が10年超の国内の土地等を譲渡し、特定の資産を取得する場合には、その譲渡益の原則80%を将来に繰り延べることができます。



次の適用要件の見直し等が行われたうえで、適用期限が**3年延長**されます。(所得税についても同様です。)

(1) 本社の買換えに関する課税繰延べ割合の見直し

譲渡資産の所在地	買換資産の所在地	繰延割合
東京 23区	地域再生法の集中地域以外の地域	改正前 80% 改正後 90%
地域再生法の集中地域以外の地域	東京 23区	改正前 70% 改正後 60%

(2) 届出書の提出要件の追加

下記の事項を記載した届出書を届け出ることが適用要件に加えられます。

記載内容	提出時期
<ul style="list-style-type: none"> ○本特例の適用を受ける旨 ○適用を受けようとする措置の別 ○取得または譲渡予定資産の種類等 	譲渡資産を譲渡した日または、買換資産を取得した日のいずれか早い日の属する3月期間(※)の末日の翌日以後2月以内

(※)「3月期間」とは、その事業年度をその開始の日以後3月ごとに区分した各期間をいいます。

適用時期 適用期限が**2026年3月31日まで延長**されます。
 (2)については、**2024年4月1日以後に譲渡をして、同日以後に買換資産の取得をする場合について適用**されます。

その他の改正項目

項 目	内 容 ・ 適 用 時 期 等
 エンジェル税制の拡充・要件緩和(所得税・個人住民税)	【見直し内容】 ①一定の要件を満たす特定株式の売却益について、20億円を上限に非課税とする ②適用対象となる中小企業者の要件の緩和等 【適用時期】 適用時期未定
 ストックオプション税制の拡充(所得税・個人住民税)	【見直し内容】 一定の株式会社(設立の日以後の期間が5年未満など)が付与する新株予約権については、権利行使期間を付与決議の日から2年超15年以内に延長(現行:2年超10年以内) 【適用時期】 適用時期未定
 低未利用地等を譲渡した場合の100万円特別控除の見直し・延長(所得税・個人住民税)	【見直し内容】 ①譲渡後の利用要件に係る用途からコインパーキングを除外 ②一定の土地等については譲渡対価の要件を800万円以下(現行:500万円以下)に引き上げ 【適用時期】 2023年1月1日以後に行う譲渡について適用する 【適用期限】 2025年12月31日(3年延長)
 国外転出時課税制度に関する納税猶予の手続き簡素化(所得税)	【見直し内容】 非上場株式について、担保提供を約する書類等の提出により、株券不発行でも担保提供を可能とする 【適用時期】 適用時期未定
 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し・延長	【見直し内容】 ①贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合、受贈者の年齢にかかわらず相続財産に加算 ②契約終了時における贈与税について一般税率を適用 等 【適用時期】 2023年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る相続税・贈与税について適用する 【適用期限】 2026年3月31日(3年延長)
 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し・延長	【見直し内容】 契約終了時における贈与税について一般税率を適用 【適用時期】 2023年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用する 【適用期限】 2025年3月31日(2年延長)
 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等の緩和・延長	【見直し内容】 持分なし医療法人への移行期限を移行計画認定日から5年以内(現行:3年以内)に延長 【適用期限】 2026年12月31日(3年3月延長)
 土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の延長	【適用期限】 2026年3月31日(3年延長)
 特例事業者等が不動産特定共同事業契約により不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の延長	【適用期限】 2025年3月31日(2年延長)
 特例事業者等が不動産特定共同事業契約に基づき取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の見直し・延長	【見直し内容】 対象不動産に保育所を追加、劇場を除外 【適用期限】 2025年3月31日(2年延長)
 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置における特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長	【適用期限】 2024年3月31日(1年延長)

その他の改正項目

項 目	内 容・適用時期等
 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の特例措置の創設	【 内 容 】 都道府県等の長により認定された計画等に係る一定のマンションについて、大規模修繕工事が行われ、市町村に申告した場合には、一定のマンションの家屋に係る工事完了年の翌年度分の固定資産税について、市町村の条例で定める割合に相当する金額を減額 【 適用期限 】 2023年4月1日から2025年3月31日までの間に行われた大規模修繕工事
 オープンイノベーション促進税制の拡充 (法人税・法人住民税・法人事業税)	【見直し内容】 対象となる特定株式について、一定の購入により取得した既存株式を追加等 【適用時期】 適用時期未定
 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長	【適用期限】 2025年3月31日(2年延長)
 中小企業投資促進税制の見直し・延長(法人税・所得税)	【見直し内容】 対象資産からコインランドリー業(主要な事業であるものを除く)の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外等 【適用期限】 2025年3月31日(2年延長)
 中小企業経営強化税制の見直し・延長(法人税・所得税)	【見直し内容】 対象資産からコインランドリー業等(主要な事業であるものを除く)の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外 【適用期限】 2025年3月31日(2年延長)
 パーシャルスピノフ税制の創設(法人税・所得税)	【 内 容 】 一定の要件(現物分配の直後にその法人が有する完全子法人の株式の数が発行済株式総数の20%未満であること等)を満たすパーシャルスピノフについても適格株式分配に該当するものとする 【適用期限】 2023年4月1日から2024年3月31日まで
 DX(デジタルトランスフォーメーション)投資促進税制の見直し・延長 (法人税・所得税)	【見直し内容】 生産性の向上又は新需要の開拓に関する要件を売上高が10%以上増加することが見込まれることとの要件を見直すなど、主務大臣の確認要件に関する一定の見直し 【適用期限】 2025年3月31日(2年延長)
 少額な返還インボイスの交付義務の見直し(消費税)	【見直し内容】 税込価額が1万円未満である売上げに係る対価の返還等について適格返還請求書の交付義務を免除 【適用時期】 2023年10月1日以後の課税資産の譲渡等につき行う売上げに係る対価の返還等
 外国子会社合算税制の見直し(法人税・所得税)	【見直し内容】 会社単位の合算課税の適用が免除となる特定外国関係会社の各事業年度の租税負担割合を27%以上(現行:30%以上)とする等 【適用時期】 2024年4月1日以後に開始する各事業年度
 電子帳簿等保存制度の見直し(法人税・所得税・消費税)	【見直し内容】 ①電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度の見直し ②スキャナ保存制度の見直し ③優良な電子帳簿の範囲の見直し 【適用時期】 2024年1月1日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録等
 加算税制度の見直し	【見直し内容】 ①納付税額が300万円を超える部分に対する無申告加算税の割合を30%に引き上げ(現行:15%(50万円を超える部分は20%)) ②前年度及び前々年度の国税について、無申告加算税又は重加算税を課される者が行う更なる無申告行為に対して課される無申告加算税又は重加算税を10%加重する措置を整備 【適用時期】 2024年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

今後検討が想定される主な項目

マンションの相続税評価について

2023年度税制改正大綱においては、マンションの相続税評価について適正化を検討するとしています。

マンションについては、市場での売買価格と通達に基づく相続税評価額とが大きく乖離しているケースが見られます。相続税申告後に国税当局から鑑定評価額等による時価評価で課税処分を受けるケースも発生していることや、2022年4月の最高裁判決以降のマンション評価額の乖離に対する批判の高まり等を受けて、2023年以降、通達改正を検討していく意向のようです。

最高裁判決 2022年4月19日(令和2年(行ヒ)第283号)

相続財産である賃貸用不動産(マンション2棟)の評価について、課税庁が行った評価通達総則6項に基づく鑑定評価額での更正処分について適否が争われ、国側が勝訴した裁判です。

	甲不動産	乙不動産	合計
購入価格 (借入額)	8億3,700万円 (6億3,000万円)	5億5,000万円 (4億2,500万円)	13億8,700万円 (10億5,500万円)
売却価格	売却せず	5億1,500万円	-
通達評価額	2億4万円	1億3,366万円	3億3,370万円
鑑定評価額	7億5,400万円	5億1,900万円	12億7,300万円

通達評価額と鑑定評価額の乖離が約4倍

これまでの税制改正大綱により取り上げられたその他の検討事項

- ◎ 法人事業税の外形標準課税については、財務会計上の項目振替による減資や組織再編によって外形標準課税の対象から外れている実質的に大規模な法人を対象に、制度的な見直しを検討する。
- ◎ 私的年金や退職給付のあり方について、拠出・運用・給付の各段階を通じた包括的な見直しが求められており、老後に係る税制について、あるべき方向性や全体像の共有を深めながら、具体的な案の検討を進めていく。
- ◎ デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討する。
- ◎ 小規模企業等に係る税制のあり方については、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。
- ◎ 現行の事業用及び貸付事業用の小規模宅地特例について、相続後短期間で資産売却が可能であることを踏まえ、制度の濫用を防止する観点から引き続き検討する。

相続対策と資産運用の視点から 個人資産家の対応は？

1 富裕層に対する課税強化が進む中、相続税・贈与税の一体的課税制度への改正を考慮して資産管理会社の活用を多角的視点から分析・検討する。

2 守る財産、形を変える(組み替え)財産を明確にし、現金、不動産、有価証券等の金融資産の構成バランスを鑑みた最適な財産ポートフォリオへの組み換えを検討する。

3 グローバルな資産分散・長期運用により、アフターコロナや有事の可能性、災害等の日々変化する経済環境の大きな変化(円安・インフレ・増税)に備える。

4 長寿時代が加速する社会において、認知症等のまさかの事態や今後増加が見込まれる争続リスクに対して計画的な準備をする。

5 財産における頼れる顧問やセカンドオピニオンを得られるパートナーを選定し、中長期的かつ総合的な財産承継・運用プランを立て、着実に実行する。

事業承継の視点から オーナー経営者の対応は？

1 富裕層に対する課税強化に対し、個人で直接保有する株式については、2023年9月までに資本関係全体の最適化を実施する。

2 同族承継に限定せず、事業の成長や後継者の将来を見据え、第三者承継の選択も検討する。

3 同族承継・第三者承継のいずれの場合も、2025年からの株式譲渡益に対する課税強化に備えるために、計画的な資本政策を検討する。

4 相続税・贈与税の一体的課税制度への改正を見据えて、次世代への事業承継対策を早期に検討する。

5 一族内での株式分散という経営リスクに備えるために民事信託やファミリーオフィスサービスを検討する。

【免責事項について】

- ・本資料の一部又は全部について、複製、譲渡、転載、配布又は開示することは、固く禁止させていただきます。
- ・当社は、本資料に掲載されている情報の利用から生じる損害が直接的又は間接的であるかに関わらず、いかなる責任も負いません。
- ・本資料に記載されている情報のうち、一定の仮定を設けて実施した各種の査定及び試算については、当社はその妥当性を保証するものではありません。
- ・本資料記載内容は、税制改正大綱等を概括したものです。個別具体的な事例に対する適用については税理士又は税務署等にご相談下さい。
- ・本資料に記載された事項は、本資料作成日時点における情報に基づくものであり、本資料に記載された事項に変更、訂正、又は修正があった場合でも、当社が本資料を変更、訂正、又は修正を行うものではありません。
- ・本資料に記載されている情報は、当社が信頼できると考える情報源に基づいていますが、当社がそれらの情報が正確、妥当又は完全であることを保証するものではなく、当社の独自の検証又は確認を行っておらず、またこれを行う義務を負担しておりません。

青山財産ネットワークス グループ

株式会社 青山財産インベストメンツ

株式会社 青山総合エステート



株式会社 青山フィナンシャルサービス
Aoyama Financial Service Company, Limited



株式会社 青山ファミリーオフィスサービス

監修



株式会社 青山財産ネットワークス
Aoyama Zaisan Networks Company, Limited